

地第 08013 号

香南市予約式乗合タクシー運行委託業務

実施仕様書（案）

香南市 地域支援課

1. 趣旨	1
2. 事業運営に関する基本方針	1
3. 委託業務の概要	1
(1) 名称	
(2) 実施主体	
(3) 履行期間	
(4) 運行方法	
(5) 資格要件	
(6) 運行区域及び運行ダイヤ	
(7) 運行車両	
(8) 運賃等	
(9) 利用者	
4. 委託業務内容及び管理基準	3
(1) 乗合タクシーの運転業務	
(2) 予約・配車業務	
(3) 運行管理業務	
(4) 車両の整備管理業務	
(5) 運賃の徴収業務	
(6) 運賃の納付業務	
(7) 乗務記録に関する業務	
(8) 事故時等緊急時の対応	
(9) その他運行に直接必要な業務	
(10) 運転手の研修等	
(11) 運行開始までの乗務員等に対する研修	
5. 保険及び損害賠償	6
(1) 保険について	
(2) 損害賠償について	
6. 委託料	6
7. 運行に必要な施設等	6
8. 一般的注意事項	7
(1) 公共交通の意識	
(2) 法令等の遵守	
(3) 信義誠実の義務	
(4) 秘密の保持	
(5) 貸与物品の取扱い	
9. その他協議事項	7

1. 趣旨

本仕様書は、香南市予約式乗合タクシー運行業務の委託内容及び履行方法(以下「委託業務」という。)について定める。

2. 事業運営に関する基本方針

香南市(以下「委託者」という。)は、公共交通機関がなく交通の不便な地域における市民の日常生活の利便を増進し、もって市民の福祉の向上を図るため、道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条の規定に基づき香南市予約式乗合タクシー(以下「乗合タクシー」という。)の運行を行うものである。

受託者は、次に掲げる基本方針に従って委託業務を行うこととする。

- ① 運行計画に基づき乗合タクシーの運行及び管理上、関係法令等を遵守し安全運行に万全を期すこと。
- ② 常に善良な管理者の注意を持って運賃取扱い等の業務の管理を行うこと。
- ③ 乗合タクシーの利用者については、平等かつ公平な取り扱いをすること。
- ④ 利用者の意見等については、管理運営への反映に努めるなど、乗合タクシーを利用しやすくなるようサービス水準の維持、向上に努めること。
- ⑤ 効率的かつ効果的な管理運営を行うこと。
- ⑥ 個人情報適切に保護されること。

3. 委託業務の概要

(1) 名称

香南市予約式乗合タクシー運行委託業務

(2) 実施主体

香南市

(3) 履行期間

令和8年9月1日から令和11年9月30日まで

(4) 運行方法

道路運送法第78条の規定に基づき、運行路線及び運行ダイヤを設定した上で、利用者の予約に応じて運行する自家用有償旅客運送

(5) 資格要件

令和8年9月1日現在、道路運送法に規定する許可等を有すること。

(6) 運行区域及び運行ダイヤ

「別紙」のとおり

(7) 運行車両

- ① 事業に使用する車両(以下「車両」という。)は、受託者が所有するセダン型タクシー(普通車)とする。ただし、ジャンボタクシー等乗車定員の多い車両を使用することで効率的に運行することができる場合は、当該車両を利用することができる。

② 1 運行につき運行する台数は各路線で 1 台を基本とし、車両 1 台当たりの定員は、セダン型タクシーにあつては 3 人、ジャンボタクシー等にあつては 9 人とし、定員を超える予約があつた場合は、追加の車両を配車することができるものとする。

③ 運行に当たっては、乗合タクシーであることが分かるように、マグネットシートを車両の両側面に掲示するものとする。なお、マグネットシールは委託者が制作し、受託者に貸与するものとする。

(8) 運賃等

① 令和 8 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日までの運賃は次のとおりとする。

路線(区域)		運賃【単位：円】			
深淵・母代寺線 のいち西部線 夜須中部区域 手結・住吉区域	1 乗車	100			
東川線					奈良橋
					別役
				下山川 公民館	100
			山北 クリニック前	100	200
のいち駅	100	200	300	400	
徳王子区域 山北・西川区域 吉原・横井区域 古川・赤岡西部区域		実証運行期間として無料			

② 令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの運賃は、いずれの路線及び区域においても次のとおりとする。

路線(区域)		運賃【単位：円】	
全路線及び区域	1 乗車	100	

③ 運賃の割引等については、①、②どちらの期間においても次のとおりとする。

ア 小児(小学生)は、運賃を半額とする。

イ 小学生未満の者は、無料とする。

ウ 運賃は、旅客が片道 1 回乗車する場合に適用する。

エ 次のアからカまでのいずれかに該当する者については、運賃を半額にすることができる。

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人(介護が必要と認めた場合に限る。)

(イ) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 41 条から第 44 条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者及びその付添人(付添いが必要と認めた場合に限る。)

(ウ) 知的障害者療育手帳の交付を受けている者及びその介護人(介護が必要と認めた場合に限る。)

(エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人(介護が必要と認めた場合に限る。)

(オ) 香南市在住の満 75 歳以上の者

(カ) 有効期間内の全ての運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書等の交付を受けた香南市在住の満 65 歳以上の者

オ 運賃の割引で 2 以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車について重複して運賃の割引をしない。

(9) 利用者

① 利用者は、1 人で乗り降り可能な者(介助者が同乗する場合はこの限りでない。)とする。

② 次に該当する場合は原則として利用できないものとし、利用を拒否できるものとする。

ア 未就学児で保護者を伴わない場合

イ 他の利用者に危害が及ぶおそれがあると判断できる場合

ウ その他適正な運行を妨げるおそれがあると判断できる場合

4. 委託業務内容及び管理基準

(1) 乗合タクシーの運転業務

① 運行方法は次のとおりとする。(※詳細は「別紙」を参照)

ア 路線型(東川線、深淵・母代寺線及びのいち西部線)については、各運行路線上を指定された運行ダイヤに基づき、予約に応じて運行することを基本とする。ただし、運行の効率性を図るため、予約が無く運行する必要がない経路があるときは、その経路を省略し、路線を短縮して運行するよう努めること。この場合の短縮する経路は、路線ごとに委託者と受託者双方協議の上、予め定めるものとする。

イ 区域型(徳王子区域、山北・西川区域、吉原・横井区域、古川・赤岡西部区域、夜須中部区域及び手結・住吉区域)については、各運行区域を運行ダイヤに基づき、指定された乗降ポイント間を予約に応じて運行することを基本とする。

② 各運行便において、利用の予約がない場合は運休とする。

③ 気象状況等により運行の安全が確保できないと見込まれるときは、委託者と受託者双方協議の上、運休とすることができる。

④ 乗合タクシー運転者は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する第二種免許所持者(その効力が停止されていない者)又は第一種運転免許を持っており、かつ、国土交通大臣が認定する市町村運営有償運送等運転者講習を修了している者で、正社員(雇用を限定してない労働契約を会社と結んでいる従業員)及び契約社員(ただし、1 年以上の雇用期間の労働契約を会社と結んでいる従業員)とする。

※運行開始までに運転者を確保し、運転免許証の写し等、自家用有償旅客運送の登録に必要な書類を委託者に提出すること。

(2) 予約・配車業務

利用の予約は電話を基本とし、利用者が受託者へ直接連絡するものとする。受託者は、予約受付の際には、利用者の指定する乗降場所を聞き取った上で配車を行うものとする。各便における予約締め切りは、のいち駅(夜須中部区域及び手結・住吉区域においては夜須駅)発着時刻の1時間前とし、始発便については前日の18時までを基本とする。ただし、受託者の提案によって利便性が向上する場合は、この限りでない。

(3) 運行管理業務

道路運送法施行規則(昭和26年省令第75号)第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者を1名選任し、次の業務を行うものとする。

- ① 乗合タクシーを運転する要件を備えない者に乗合タクシー車両を運転させないこと。
- ② 乗合タクシー運転者が死者又は負傷者が生じる事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年省令第44号)第38条第2項に規定する適正診断を受けさせること。
- ③ 道路運送法施行規則第51条の22第1項の規定により、乗合タクシー運転者に対し、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、乗合タクシーの運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、その記録を保存すること。なお、運転者に対する安全な運行のための確認、指示は対面により確実に実施すること。また、運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行するもの(資格要件不問)を定め、適切な運行管理の実施を確保すること。
- ④ 乗合タクシー運転者に対し、道路運送法施行規則第51条の22第4項の規定により乗務記録を作成させ、その記録を保存すること。
- ⑤ 道路運送法施行規則第51条の23第1項の規定により運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
- ⑥ 道路運送法施行規則第51条の25第2項の規定により事故の記録を作成し、その記録を保存すること。
- ⑦ その他乗合タクシーの運行の安全を確保するために必要な業務
 - ※道路運送法施行規則第51条の17第1項に規定する「運行管理の責任者」について以下の資格要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 道路運送法第23条第1項に規定する「運行管理者資格者証」の交付を受けている者
 - イ 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12に規定する「運行管理者試験」の受験資格を有する者
 - ウ 道路交通法施行規則(昭和35年府令第60号)第9条の9第1項に規定する「安全運転管理者」の要件を備える者
 - エ 国土交通大臣がイ又はウに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者

(4) 車両の整備管理業務

道路運送法施行規則第51条の24に規定する整備管理の責任者(運転手と兼務可)を選任し、以下の業務が適切に行われるよう整備管理の体制の整備を行うものとする。

- ① 日常点検、整備及び修理、法定点検整備、タイヤ等の交換、燃料の補給、清掃、消耗品・備品の購入管理等

- ② 日常点検結果を運行管理者へ報告し、不具合箇所が発覚した車両で運行を行わないこと。
- (5) 運賃の徴収業務
- ① 「3. 委託業務の概要の(8)運賃等」で定める額を徴収するものとし、両替が必要な場合に備え、両替用現金を用意しておくこと。
- ② その他、割引の対象となる書類の提示があった場合は、割引後の運賃を徴収すること。
- (6) 運賃の納付業務
- 受託者は、收受した運賃を委託者の指定する期日までに指定金融機関等に納付すること。
- (7) 乗務記録に関する業務
- 受託者は、運賃及び利用人数等の状況について、所定の運行日報を作成し、毎月月末に取りまとめを行い、その翌月 10 日までに委託者に提出すること。
- (8) 事故時等緊急時の対応
- ① 万が一事故が発生した場合の処理は、受託者が責任を持って適切かつ迅速に行うこと。
- ② 旅客の安全と利便を確保するための方策に関して、最低限次に示す内容について明記した対応マニュアル等を整備し対応すること。
- ア 事故等対応(緊急連絡体制、事故処理体制)
- イ 災害発生時等緊急時の対応
- (9) その他運行に直接必要な業務
- ① 委託者からの運行に関する指示に適切に対応すること。
- ② 委託者の求めに応じ、乗合タクシーに関する調査や運行見直し業務に協力すること。
- ③ 委託期間内において乗合タクシーの運行路線や運行ダイヤの改正を行った場合は、それに従うこと。
- (10) 運転手の研修等
- ① 運転手に対して、安全運行に対する意識の向上を図る研修を年 1 回以上実施すること。
- ② 子ども、高齢者、障害者等の安全に特に配慮すること。
- ③ 利用者に対するあいさつ、礼儀正しい対応を行い、気持ちよく利用してもらうための接遇に配慮すること。
- ④ 日常の苦情に適切に対応すること。
- ⑤ 車内の忘れ物について適切に対応すること。
- ⑥ 制服もしくはそれに準ずるものを着用すること。制服等については、受託者で用意すること。
- (11) 運行開始までの乗務員等に対する研修
- ① 運行開始までに運行路線や運行ダイヤ、その他運行に必要な情報の把握、路線運行の試験走行等を実施し、業務に支障が生じないよう万全の体制を取ること。
- ② 業務開始までの乗務員等に対する研修や準備に係る初期経費については、受託者の負担において実施すること。

5. 保険及び損害賠償

(1) 保険について

自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償責任保険及び民間会社等が行う自動車損害賠償の上積み保険(任意保険)は、委託業務で使用する運行車両全てについて受託者が加入すること。上積み保険(任意保険)は次の内容を満たすものとする。

担保種目	対人賠償	対物賠償	人身傷害
損害賠償限度額	無制限	無制限	1名につき10,000万円

(2) 損害賠償について

受託者は、業務の実施中に、受託者の責めに帰すべき理由により、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償その他一切の責任を負うものとする。ただし、受託者の責によらない損害は、この限りでない。

6. 委託料

委託料は、運行実績に応じた額とし、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業として運行した場合の距離制運賃相当額の合計額とする。請求方法や支払時期は委託者と受託者双方協議の上、契約で定める。

7. 運行に必要な施設等

- (1) 車両保管場所、事務所及び予約受付設備、休憩仮眠施設は受託者が用意するものとする。
- (2) その他業務に必要な備品等は受託者が準備するものとする。

8. 一般的注意事項

(1) 公共交通の意識

業務を実施するに当たり、公共交通の公共性を十分認識し、利用者の立場にたった対応を心がけること。

(2) 法令等の遵守

業務を実施するに当たり、道路運送法、道路運送法施行令(昭和 26 年政令第 250 号)、道路交通法、道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)、香南市予約式乗合タクシー事業に係る施設の設置及び管理に関する条例(令和 5 年条例第 24 号)及び香南市予約式乗合タクシー事業に係る施設の設置及び管理に関する条例施行規則(令和 5 年規則第 49 号)並びにその他関係法規並びに通知等を遵守すること。

(3) 信義誠実の義務

信義を重んじて誠実に事業の実施に取り組むこと。

(4) 秘密の保持

利用者の個人情報の取扱いには、香南市個人情報保護法施行条例(令和 4 年条例第 28 号)等の関係法令を遵守するとともに、その管理には細心の注意を払い、適正に処理すること。

(5) 貸与物品の取扱い

委託者から借用して使用する物品については、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、毀損・滅失等をした場合、その原因が受託者の故意又は過失によるときは、その修理等に係る経費は受託者が負担すること。

9. その他協議事項

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の内容の解釈に疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方誠意をもって協議し、これを解決するものとする。